

人間の歴史の発展に対する影響を論議する。

個人情報保護法の施行に伴い個人情報の利用が著しく拡大していくことにかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、表現の自由等の基本的人権を尊重して、個人情報の流通で問題になつて個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一 取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利保護を図るために必要なものとするべし、個人情報取扱い業者から除かれると個人情報を改変せしめたり、個人情報を漏洩する恐れがあると認めた場合は、個人情報の漏洩やデータ・システムの操作の抜け漏れなど十分に防ぐこととする」とあること。

一一 漢民族の歴史、漢民族の思想、漢民族の文學、漢民族の藝術、漢民族の公私、政治上經濟上社會上之問題、漢民族の前途に對する意見等、個人の權利思想の眞切な點から十分に論述する所。

「おお、大變だ。」と、彼は驚いた。「おお、大變だ。」と、彼は驚いた。」

因 出版社が報道又は著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱業者に係る該規定の適用除外となることを明確にするべき。



### 個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、表現の自由等の基本的人権を尊重し、個人情報の有用性に配慮しつゝ個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれの少ないものとして、個人情報取扱事業者から除かれる者を政令で定めるに当たっては、国民生活への過剰な規制やIT社会の発展の妨げとならないよう十分に配慮すること。

二、利用目的による制限、利用目的の通知、第三者提供の制限、保有個人データに關する事項の公表、開示等による義務規定の例外事由の解釈に当たっては、個人の権利利益の適切な保護の観点から十分に配慮すること。

三、主務大臣の権限行使に当たっては、「表現の自由、新聞の自由、言教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない」とする本法の規定の趣旨を徹底すること。

四、出版社が報道又は著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に係る義務

現地の適用除外となることを明確にします。

五、函索（過疎半島等先端的隔離技術の確立のため国際の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利  
用を含む）、（被）命令、訓令、田舎、情報通信等、国外から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野に  
ついて、特に適正な取扱いの嚴格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別指針を早急に

検討し、本法の全国施行時ではなくてむしろ一歩の具体的討論を進むこと。  
六、第三章機関の意義や死者に関する個人情報の保護の在り方等について交換された論議等これまでの国会  
における論議を踏まえ、全国施行後三年を期限として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に  
基づいて必要な措置を講ずること。

七、国民が苦情窓口を設け田舎者ややくそせた田舎者につき、健全な苦情処理を確実にするため、認定個人情報保護団体  
の整備、個人・地方公共団体の窓口の明確化、国民に対する情報提供、担当職員の教育、研修を確実にすること。

八、本法の適正な運用を期すため、専門家会議等の街の施行状況の点検で緊め、必要な意見を述べ  
ること。

右決議する。